

金沢市地球温暖化対策実行計画〔改定版〕
（区域施策編）改定業務

仕様書

令和 8 年 4 月

金沢市 ゼロカーボンシティ推進課

第1章 総則

1 業務の目的

本業務は、金沢市（以下「本市」という。）が令和5年2月に改訂した「金沢市地球温暖化対策実行計画〔改定版〕（以下「現計画」という。）について、国の定める計画・目標に即した削減目標を設定すること等を目的とする。

具体的には、「地球温暖化対策計画（令和7年2月18日閣議決定）」、「政府がその事務及び事業に関し温室効果ガスの排出の削減等のため実行すべき措置について定める計画（令和7年2月18日閣議決定）（以下「政府実行計画」という）」を踏まえ、2035年度、2040年度の各年度における温室効果ガス総排出量の削減目標（2013年度比）を定めるとともに、目標達成に向けて必要な施策とその効果を整理するほか、計画期間についても見直す。

なお、改定にあたっては、「第7次エネルギー基本計画（令和7年2月18日閣議決定）」、「2040年度におけるエネルギー需給の見通し（資源エネルギー庁）」、「地域脱炭素ロードマップ」及び「地域循環共生圏」等の関連する計画、考え方も活用し、本市の温暖化対策の実効性を担保しつつ効果的に進めることが出来るよう配慮を行うこと。

2 委託業務名

金沢市地球温暖化対策実行計画〔改定版〕（区域施策編）改定業務

3 業務期間

契約締結の日から令和9年3月31日まで

4 業務の内容

本業務の内容については、第2章による。

5 仕様書の適用

本仕様書は本業務に適用する。

本仕様書に明記無き事項がある場合は、本市と協議のうえ決定するものとする。

6 秘密の保持及び中立性の厳守

受注者は本業務の遂行上、知り得た秘密を他人に漏らしてはならない。

また、常にコンサルタントとして、中立性を厳守しなければならない。

7 資料の貸与

本業務の遂行上必要になる資料の収集、調査、検討等は原則として受注者が行うものであるが、本市が所有する資料については必要に応じて貸与する。貸与を受けた資料については、リストを作成のうえ本市に提出し、業務完了までに返納するものとする。

8 関係法令等の遵守

受注者は、業務の実施にあたり、関係する法令、政令、省令、条例、規則等を遵守しなければならない。

9 関係官公庁との協議

受注者は、関係官公庁との協議を必要とするときは、誠意をもってこれに当たり、その内容を遅滞なく本市に報告しなければならない。

10 議事録

受注者は、打合せ及び協議の都度、その内容に対する議事録を作成し、本市に提出するものとする。

11 提出書類

受注者は業務の着手及び完了に際し次の書類を提出するものとする。

なお、承認された事項を変更しようとするときはその都度、本市の承認を受けなければならない。

- ① 業務工程表
- ② 業務組織体制
- ③ 業務完了届
- ④ 請求書

12 主任技術者

受注者は専門的な知識を必要とするものについては、十分な経験を有する技術者を配置し秩序正しく業務を遂行するものとする。また、主任技術者を定め業務全般にわたり技術的な管理をするものとする。

13 参考文献等の明記

文献その他の資料を引用した場合は、受注者において著作権の了解を得たうえで、引用した文献等の名称を明記すること。

14 成果品の納入

受注者は、業務完了に際し、次の成果品を本市に納入するものとする。

- | | |
|----------------------------------|----|
| ① 報告書「本編」 | 2部 |
| ② 報告書「概要版」 | 2部 |
| ③ 電子データ 原稿データ（Word形式及びPDF形式）CD-R | 2枚 |

なお、成果品の作成及び編集方法等について、あらかじめ本市と協議のうえ作成するものとする。

また、電子データについては、Word形式の原稿データに貼り付けた図、表、イラスト等の個別ファイルも収納することとする。

15 成果品の審査

受注者は業務完了時に本市の審査を受けなければならない。

審査の結果、訂正を指示されたものについては、速やかに訂正しなければならない。

また、受注者の責に帰すべき理由により、成果品に瑕疵がある場合、受注者は速やかに訂正等の措置を行うものとし、これに要した費用は、全て受注者の負担とする。

16 成果品の帰属等

本業務の実施により得た成果品は全て本市に帰属するものとする。

また、他への公表、貸与等については本市の承認を得なければならない。

17 引渡し

成果品の審査に合格後、成果品一式を納品し業務の完了とする。

18 疑義

本業務の仕様書記載事項に疑義が生じた場合、自己解釈することなく本市に照会し、本市の意図を十分に理解し業務を遂行するものとする。

19 その他

本業務実施にあたり、参照すべき主な資料は次のとおりである。（それぞれ下段に示すホームページを確認すること）

- ・金沢市地球温暖化対策実行計画 [改定版] [令和5年2月改定]

<https://www4.city.kanazawa.lg.jp/soshikikarasagasu/zeroc/ondankataisaku/zerocarbonscity/9408.html>

- ・金沢市役所ゼロカーボン推進計画 2021（改訂版）[令和5年4月改定]

<https://www4.city.kanazawa.lg.jp/soshikikarasagasu/zeroc/ondankataisaku/zerocarbonscity/7449.html>

- ・金沢市環境基本計画（第3次）[平成30年3月策定]

<https://www4.city.kanazawa.lg.jp/soshikikarasagasu/kankyoseisakuka/gyomuannai/6/1/1/7430.html>

- ・各種統計資料（金沢市「統計書」トップページ）

<https://www4.city.kanazawa.lg.jp/soshikikarasagasu/chosatokeishitsu/gyomuannai/1/3/3/index.html>

- ・地方公共団地実行計画（区域施策編）策定・実施マニュアル（【詳細版（旧・本編）】、【算定手法編】）

https://www.env.go.jp/policy/local_keikaku/manual3.html

第2章 業務内容

1 区域施策編の改定

受注者は、国際動向や国内動向、本市の特性や地球温暖化の実態などを把握するため、各種文献資料等の収集に努め、次表に掲げる事項について、調査・検討を行い、現計画を改定すること。

改定にあたっては、現計画をベースに検討することとするが、現計画の記載内容には拘らず、現況に即した計画となるよう検討すること。また、金沢市環境基本計画や金沢市役所ゼロカーボン推進計画 2021（改定版）等の他計画との整合性を図ること。なお、金沢市役所ゼロカーボン推進計画 2021（改定版）については、政府実行計画の閣議決定を受けて、令和8年度中に見直しを行うため、その内容については随時本市担当と協議すること。

NO.	内 容	容
1	地球温暖化対策に関する基礎調査	<ul style="list-style-type: none"> 地球温暖化に関する最新の情勢や温室効果ガス削減に関する最新の技術や知見、国内外の先進事例等をまとめる。
2	温室効果ガス排出量の要因分析	<ul style="list-style-type: none"> 本市の特性を分析（CO2 排出特性の他、自然的・社会的特性の提示）し、課題を抽出する。 分析及び課題の抽出にあっては、各年度の温室効果ガス総排出量の算定への影響についても整理する。
3	温室効果ガスの現況・将来推計	<ul style="list-style-type: none"> 施策を講じない場合の将来推計。 施策を講じた場合の将来推計。
4	削減目標の設定	<ul style="list-style-type: none"> 温室効果ガス総排出量の削減目標を検討する。 温室効果ガス総排出量以外の目標を検討する。
5	施策の検討	<ul style="list-style-type: none"> これまでの施策の効果を検証し、課題を抽出する 検証及び課題の抽出を踏まえて新規施策を提案する。 重点的に取り組むべき施策や事業を設定する。 本市が別に検討する施策を含め、施策ごとの温室効果ガス削減ポテンシャルを推計する。算定手法に準じた定量的な推計を基本とするが、手法が示されていないもの、定量的な評価が難しいものは定性的な効果として整理する 施策の総括表を作成する。
6	再生可能エネルギー導入目標	<ul style="list-style-type: none"> これまでの施策の効果を検証する。 検証を踏まえて新規施策、継続事業を検討する。
7	気候変動適応策の検討	<ul style="list-style-type: none"> 農林水産業、自然生態系、自然災害、健康など分野ごとの気候変動影響の現況と将来予測の調査を行う。 地域特性や将来予測を踏まえた適応策を検討する。 市民、事業者に向けたわかりやすく金沢らしい啓発事業を

		検討する。
8	計画の進行管理に関する検討	<ul style="list-style-type: none"> ・ 施策の進捗を管理するための指標を検討する。 ・ 計画全体の進捗を評価するための手法を検討する。

- ※ 原則、地球温暖化対策計画及び政府実行計画に即した計画とすること。特に地球温暖化対策計画については、数値目標のみならず、個別施策として入れるべき内容を整理した上で盛り込むこと。
- ※ 最新版の「地方公共団体実行計画（区域施策編）策定・実施マニュアル【詳細版（旧・本編）】」（発注時の最新版は Ver. 2.2）に即した内容とすること。なお、現計画で即していない箇所については、新旧対照表を作成した上で見直しを検討すること。
- ※ 上記事項のほか、改定すべき内容があった場合には、本市と協議の上、本市の指示にしたがって、受注時の契約内容で対応が可能な場合には改定すること。

2 温室効果ガス総排出量の算定方法の見直しと推計

現在、本市が採用している温室効果ガス総排出量の算定方法（別紙）について、最新版の「地方公共団体実行計画（区域施策編）策定・実施マニュアル【算定手法編】」（発注時の最新版は Ver2.3）と比較し、当該マニュアルに示された手法以外での算定を行っている項目（根拠データが異なる場合を含む。）にあつては、マニュアルに準拠した手法への見直しを検討すること。また、当該マニュアルに示された手法で算定している項目であっても、他の算定手法で本市の特性をより反映できるものがあれば見直しを検討すること（他の算定手法について、マニュアルへの記載/非記載は問わない）。いずれの場合にあつても、新旧いずれの算定手法を採用するかについては、市に提示の上、その指示に従うこと。

見直し業務を踏まえ、2024年度の温室効果ガス総排出量について、見直し後の算定手法で算定し、本市が算定した現行算定手法の値と比較評価できるようにすること。なお、その際は算定項目毎に比較評価できるように整理すること。

見直し後の算定手法に基づき、基準年度（2013年度）の温室効果ガス総排出量を再算定すること。再算定にあたり、統計値等に不足が生じる場合は、市の指示に従うこと。1の表3の推計も、見直し後の算定手法に基づき実施すること。

見直し後の算定手法に基づき、毎年の温室効果ガス総排出量を算定するためのツール及び使用マニュアルを作成すること。環境省等が公表する各種ツールや、自社で独自開発したツールを活用してもかまわないが、委託期間終了後も本市が継続的に年度毎の温室効果ガス総排出量を算定できる体制を確保すること。なお、現在は Microsoft Excel に各種統計値等を入力し、排出量を算定するツールを使用している。

3 協議会資料の作成

区域施策編計画の改定にあたっては、金沢市地球温暖化対策推進協議会に諮ることから、その会議資料及び議事録を作成すること。会議資料作成は2回（秋1回・冬1回）、会議への出席及び議事録作成は4回（秋2回・冬2回）対応すること。

4 パブリックコメント用の素案の作成

区域施策編計画の改定にあたっては、パブリックコメントを実施し、市民からの意見を聴取することから、パブリックコメント用の素案を作成すること(令和8年11~12月頃実施予定)。

5 報告書の作成

区域施策編計画を「本編」及び「概要版」の2種類を作成するものとする。

「本編」については、本業務で改定した区域施策編計画とする。また、「本編」の巻末又は別冊として「資料編」を作成し、次の事項をとりまとめる。

- ① 計画策定経過
- ② 金沢市の温室効果ガス排出量の算定方法・根拠数値等
- ③ 温室効果ガス排出量の将来推計の推定方法・根拠数値等
- ④ 現計画の点検・評価のまとめ
- ⑤ 国の省エネルギー及び新エネルギーの推進に関する主な支援制度 など

6 打合せ

打合せは、業務着手時、中間1回、業務報告書等納品前の計3回を予定している。

(別紙) 区域施策編におけるエネルギー消費量と温室効果ガスの算出方法

		分類	区分 ^{注)}	算出方法	
エネルギー起源 CO ₂	産業部門	農林業	電力、都市ガス、その他燃料	○	農林業就業者数による按分
		水産業	電力、都市ガス、その他燃料	○	漁業就業者数による按分
		鉱業	電力、都市ガス、その他燃料	○	鉱業就業者数による按分
		建設業	電力、都市ガス、その他燃料	○	建築着工工事予定額による按分
		製造業	電力、その他燃料	○	業種別製品出荷額による按分
	都市ガス、LPガス		●	市企業局実績(工業用)、LPガス協会提供資料	
	民生部門	家庭部門	電力	●	石川県の公表データに基づく推計
			都市ガス	●	市企業局実績(家庭用)
			LPガス	●	都市ガス消費量に基づく推計
		業務部門	灯油	●	世帯消費量(家計調査年報)×全世帯数
			電力	●	石川県の公表データに基づく推計
			都市ガス	●	市企業局実績(商業用、その他)
			LPG	●	民生用実績-家庭用推計値
	その他燃料	○	第3次産業就業者数による按分		
	運輸部門	自動車	ガソリン、軽油	●	北陸信越管内の自動車保有台数による按分
			LPG	●	LPガス協会提供資料
		鉄道	電力	○	旅客輸送量、貨物輸送量による按分
			軽油	○	旅客輸送量、貨物輸送量による按分
船舶		重油	○	貨物輸送総トン数による按分	
非エネルギー起源CO ₂ (廃棄物)		一般廃棄物の焼却	●	廃プラ焼却量×排出係数	
		産業廃棄物の焼却	●	廃油・廃プラ・污泥焼却量×排出係数	
メタン	燃料の燃焼	家庭部門(家庭用機器)		●	燃料種別消費量×排出係数
		運輸部門	自動車走行	●	車種別走行量×排出係数
			船舶の運航	●	重油類消費量×排出係数
		産業部門(ボイラー等)		○	CO ₂ 排出量による按分
	農業	家畜(反すう、ふん尿処理)		●	家畜種別頭数×排出係数
		農業廃棄物の焼却		●	収穫量×焼却率(全国値)×排出係数
	廃棄物	廃棄物の焼却(一般廃棄物、産業廃棄物)		●	種類別焼却量×排出係数
廃棄物の埋立		●	埋立分解量×排出係数		
下水・し尿処理		●	下水処理量×排出係数		
一酸化二 窒素	燃料の燃焼	家庭部門(家庭用機器)		●	燃料種別消費量×排出係数
		運輸部門	自動車走行	●	車種別走行量×排出係数
			船舶の運航	●	重油類消費量×排出係数
		産業部門(ボイラー等)		○	CO ₂ 排出量による按分
	工業プロセス(麻酔剤の使用)		○	一般病床数による按分	
	農業	家畜(ふん尿処理)		●	家畜種別頭数×排出係数
		農業土壌(肥料の使用)		○	田畑合計面積による按分
		農業廃棄物の焼却		●	収穫量×焼却率(全国値)×排出係数
	廃棄物	廃棄物の焼却(一般廃棄物、産業廃棄物)		●	種類別焼却量×排出係数
		下水・し尿処理		●	下水処理量×排出係数
HFC	民生用機器(カーエアコン使用段階)		●	保有台数(統計値)×排出係数	

注) ●: 金沢市の値、○: 全国値の按分